

II 国際交流

- 1 県内の主な姉妹（友好）提携状況
- 2 富山県の協定等締結状況
- 3 中国（遼寧省等）との交流
 - (1) 遼寧省との交流
 - (2) 上海市との交流
 - (3) 雲南省との交流
 - (4) 広東省との交流
- 4 ブラジル・サンパウロ州との交流
- 5 アメリカ・オレゴン州との交流
- 6 ロシア・沿海地方との交流

II 国際交流

1 県内の主な姉妹(友好)提携状況

海外の団体との姉妹(友好)提携は、国際交流を推進する有効な手法であり、富山県内においても、県、市町村をはじめ、国際交流団体、教育機関等、多数の団体が行っています。

県は、昭和59年に中国・遼寧省と、昭和60年にブラジル・サンパウロ州と、平成3年にアメリカ・オレゴン州、そして平成4年には、ロシア連邦・沿海地方と友好県省(州)の締結を行ったほか、令和7年3月現在、県内の11市町が25都市と友好提携を結んでいます。

(1) 県及び市町村の友好提携状況

団体名	提携先	提携年月日	提携の経緯等	提携時の自治体名
富山県	中華人民共和国・遼寧省	1984. 5. 9	産業拠点 (廖承志中日友好協会会長の来訪)	
	ブラジル連邦共和国・サンパウロ州	1985. 7. 18	県出身者の移住	
	アメリカ合衆国・オレゴン州	1991. 10. 19	気候風土・自然環境の類似	
	ロシア連邦・沿海地方	1992. 8. 26	貿易・人的交流	
富山市	ブラジル連邦共和国・サンパウロ州・モジ・ダス・クルーゼス市	1979. 11. 8	地元企業の進出(不二越)	
	中華人民共和国・河北省・秦皇島市	1981. 5. 7	港湾都市 (廖承志中日友好協会会長の来訪)	
	アメリカ合衆国・ノースカロライナ州・ダーラム市	1989. 6. 13	研究・産業都市・テクノポリス・リサーチトライアングル	
	オーストラリア・ニューサウスウェールズ州・ダボ・リージョナル・カウンシル (旧ウエリントンカウンシル)	1992. 8. 24	青少年海外派遣事業等での交流	大沢野町
高岡市	ブラジル連邦共和国・サンパウロ州・ミランドポリス市	1974. 10. 19	地元企業の進出(北陸アルミ)	
	アメリカ合衆国・インディアナ州・フォートウェーン市	1977. 4. 8	都市の類似性(産業構造・規模)	
	中華人民共和国・遼寧省・錦州市	1985. 8. 10	教育交流を機に発展	
射水市	台湾・台北市士林区	2019. 7. 9	射水平野土地改良区と台北市七星農田水利会の交流	
魚津市	タイ王国・チェンマイ県・チェンマイ市	1989. 8. 8	地元企業の進出(北陸セラミック)	
氷見市	中国浙江省寧波市寧海県	2020. 10. 14	医療福祉の分野での短期研修受け入れ等	
	台湾高雄市鼓山区	2020. 12. 05	市出身実業家の鼓山区での功績(浅野総一郎)	
滑川市	アメリカ合衆国・イリノイ州・シャンバーグ市	1997. 7. 4	地元企業の進出(スギノマシン)	
黒部市	オランダ王国・フリースランド州・ストウェスト・フリースラン市	1970. 9. 10	地元企業の進出(YKK)	
	アメリカ合衆国・ジョージア州・メーコン市	1977. 5. 10	地元企業の進出(YKK)	
砺波市	トルコ共和国・ヤロバ県・ヤロバ市	1989. 10. 3	チューリップの産地と原産地	
	中華人民共和国・遼寧省・盤錦市	1991. 4. 25	スポーツ・農業・議会等の相互交流	
	オランダ王国・南ホラント州・リッセ市	1992. 4. 21	チューリップを通じた相互交流	
南砺市	中華人民共和国・浙江省・紹興市	1983. 3. 21	松村謙三生誕地・周恩来原籍地	福光町
		2005. 4. 20	(南砺市として、再協定を結ぶ。)	
	ギリシャ共和国・フォキス県・デルフィ市	1986. 6. 14	演劇祭・ギリシャ悲劇(姉妹提携)	利賀村
	ネパール連邦民主共和国・ムスタン県・ツクチェ村	1989. 1. 11	そばの里と原産地(友好提携)	利賀村
		1996. 3. 23	友好提携から姉妹提携へ	
	アメリカ合衆国・ニュージャージー州・マルボロ町	2003. 5. 14	中学生派遣事業・国際交流招請事業	城端町
中華人民共和国・浙江省・寧波市・鄞州区	2003. 11. 28	地元企業の進出(川田ニット) (友好交流関係締結についての協議書調印)	城端町	
	2005. 4. 18	(南砺市として、再協定を結ぶ。)		
立山町	大韓民国・ソウル特別市江北区	2005. 4. 19	町長・町議会の訪問・交流	
入善町	アメリカ合衆国・オレゴン州・フォレストグローブ市	1989. 5. 12	地元企業間の技術者交換研修プログラムの開始(富山NEC・テクトロニクス社)	
	中華人民共和国・新疆ウイグル自治区・哈密市	1997. 6. 5	特産物を通じた交流(スイカとハミウリ)	

※ 中国との提携は姉妹都市(県省)ではなく、友好都市(県省)という。

2 富山県の協定等締結状況

県では、さまざまな国や地域と交流・協力等に関する協定等を締結しており、今後も経済・貿易をはじめ、さまざまな分野での相互交流が期待されています。

部	海外自治体・機関等	締結年月日	協定等の名称
地方 創生 局	中華人民共和国・遼寧省	1984. 5. 9	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との友好県省締結協定書
		2009. 5.17	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の互惠協力と共同発展のための協定書
		2014.10.19	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の交流・協力関係の深化のための協定書
		2018.8. 6	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の交流と協力の深化に関する覚書
		2018.4.2	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との揮発性有機化合物(VOC)削減技術普及のための協力事業の実施に関する覚書
		2024.5.15	日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の交流と協力のさらなる強化に関する覚書
	中華人民共和国・広東省	2010. 5.10	日本国富山県と中華人民共和国広東省との間の観光協力・交流協定書
	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州	1985. 7.18	日本国富山県とブラジル連邦共和国サンパウロ州との友好提携協定
	アメリカ合衆国・オレゴン州	1991.10.19	日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州との友好県州締結協定書
		2022.8.4	経済分野等における交流と協力に関する覚書
	ロシア連邦・沿海地方	1992. 8.26	日本国富山県とロシア連邦沿海地方との友好提携協定書
		2017. 7. 7	日本国富山県とロシア連邦沿海地方の貿易・経済、人的及び文化交流・協力のための協定書
	大韓民国・江原特別自治道	1993. 2.10	日本国富山県と大韓民国江原道との間の文化芸術及びスポーツ分野の交流協力に関する議定書
		2023.11.3	富山県と江原特別自治道の友好交流と協力に関する協定書
	インド共和国 アンドラプラデシュ州	2015.12.11	日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の交流・協力に関する覚書
		2015.12.28	覚書に基づく確認書
2024.12.21		日本国富山県とインド共和国アンドラプラデシュ州の交流・協力に関する覚書	

部	海外自治体・機関等	締結年月日	協定等の名称
生活環境 文化部	台湾 澎湖県探索未来発展協会	2019.5.24	富山マラソンと菊島澎湖跨海マラソンとの友好提携に関する協定書
厚生部	スイス連邦 バーゼル・シュタット州	2009.10.26	日本国富山県知事のスイス連邦バーゼル・シュタット州訪問に際する医薬品分野に関する宣言
		2018.8.24	日本国富山県とスイス連邦バーゼル・シュタット州との医薬品分野などの交流に関する協定書
	スイス連邦 バーゼル・ラントシャフト州	2009.10.27	日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシャフト州との間の医薬品分野の交流協力に関する協定書
		2018.8.24	日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシャフト州との医薬品分野などの交流に関する協定書
商工労働部	台湾 財団法人台湾デザインセンター	2016. 8.10	富山県総合デザインセンターと財団法人台湾デザインセンターとの連携に関する覚書
	タイ王国・工業省	2014.12.19	タイ王国工業省と日本国富山県のパートナーシップに関する覚書
	ベトナム社会主義共和国 計画投資省	2022.12.19	富山県とベトナム社会主義共和国計画投資省との経済交流の強化に関する覚書
農林水産部	香港・貿易発展局	2017. 2.14	富山県と香港貿易発展局の相互協力に関する覚書
	中華人民共和国・雲南省 中国科学院昆明植物研究所	1996. 4.26	日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との友好提携に関する協定書
	中華人民共和国・雲南省 中国科学院昆明植物研究所	2000.10.13	日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との共同研究に関する合意書
	英国・オックスフォード大学 植物園・樹木園	2018. 6. 7 (2023.6.7更新)	富山県中央植物園とオックスフォード大学植物園・樹木園との友好提携に関する覚書
土木部	中華人民共和国・遼寧省 大連港口管理局	1985. 5. 8	日本国伏木富山港と中華人民共和国大連港との友好港提携協議書
	ロシア連邦 ウラジオストク商業港株式会社	2017. 7. 7	日本国伏木富山港とロシアウラジオストク商業港との新たな友好提携に関する協定書
教育委員会	中華人民共和国・遼寧省	1994.11.25	富山県・遼寧省スポーツ相互交流に関する協定書

3 中国(遼寧省等)との交流

(1) 遼寧省との交流

① 遼寧省との友好提携の経緯

1979年(昭和54年)5月、廖承志(りょう しょうし) 中日友好協会長(故人)を団長とする中国の各界代表者が、中日友好の船「明華号」で来県した際、一行の中に遼寧省代表が含まれており、県内各地で交流・交歓を行いました。同年7月には、本県から第9回「青年の船」が中国を訪れ、遼寧省を中心に各地で友好親善を深めました。

両県省は、その後密接な交流を続け、1982年(昭和57年)10月、知事を団長とする第12回「青年の船」が再び遼寧省を訪れた際、友好県省の締結が提案され、1984年(昭和59年)5月9日に全樹仁(ぜん じゅじん) 省長(故人)以下8名の代表団を富山県に迎えて友好県省が締結されました。

② 遼寧省との交流の広がり

両県省においては、友好提携以来、各種友好訪問団の相互派遣や、職員・留学生の相互派遣、工業、農業、水産業、医学、港湾等の技術研修員の受入れ、奨学金の支給、環境、スポーツ、文化、学校、観光などの幅広い分野にわたる活発な交流が行われています。

また、友好県省締結を機に、県省双方の市、医療機関、教育機関、民間団体・企業等の中で友好関係が結ばれるなど、全県省が一体となった交流が積極的に行われています。

2020年(令和2年)5月には、日本と外国の自治体の姉妹自治体提携等に基づく活動のうち、創意と工夫に富んだ取組みを行っている団体として、友好県省締結35周年を迎えた本県と遼寧省との友好交流の取組みが、総務省と(一財)自治体国際化協会が実施する、第14回自治体国際交流表彰(総務大臣賞)を受賞しました。

2024年(令和5年)には、友好県省締結40周年の節目を迎え、書記・知事のトップレベルの相互訪問が実現し、両県省の「交流と協力のさらなる強化に関する覚書」への署名を行いました。さらに、議会、企業支援、民間交流という各分野の団体同士でも覚書を取り交わしたほか、両県省の大学生による相互往来など、実り多き交流が行われました。

③ 遼寧省の概要

〈面積〉 約14.8万k㎡(富山県の約35倍)

〈人口〉 4,155万人(富山県の約42倍) ※2024年末現在

〈省長〉 王 新偉(2025年3月～)

〈民族〉 漢族のほか、満族、モンゴル族、回族、朝鮮族、シボ族など51の少数民族が存在します。

〈地勢〉 中国東北地方の南部に位置し、南は黄海、渤海に臨み、南西は河北省と、北西は内モン古自治区、北東は吉林省、南東は鴨緑江を隔てて北朝鮮と境を接しています。

〈気候〉 温帯湿潤・半湿潤モンスーン気候に属し、四季の区別が明確です。省政府所在地である瀋陽市の冬季(12月～2月)の平均気温は-9℃、夏季(6月～8月)の平均気温は25℃です。年間平均降水量は978mm、年間平均日照時間は2,432時間です。

〈産業〉 農業は、トウモロコシや水稻等の穀物の生産が中心に行われ、近年野菜の生産も盛んになっています。

工業は、鉄鋼、石油化学、冶金、設備関連の製造等の重工業が発達しています。近年、工業ロボット、バイオ製薬、電子商取引等の振興産業の育成や、生産型サービス業の発展を促進しています。また、鉄鉱石、石炭などの天然資源に恵まれています。

中央政府が打ち出した「東北振興政策」戦略のもと、中国(遼寧)自由貿易試験区を設立する等、外資の導入により対外開放の拡大を進めていくこととなっています。

〈GRP〉 32,612.7億元(2023年) GRP: Gross Regional Product 域内総生産



日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との 友好県省締結協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省は、多年にわたる友好交流の基礎の上に、日中共同声明と日中平和友好条約の原則に基づき、両県省の相互理解と友誼を増進し、繁栄と発展を促進するため、協議の結果、正式に友好県省の締結を決定した。

双方は、経済、貿易、科学技術、文化、体育など各分野の広範な交流を通じて、絶えず両県省の間の友好協力関係を強めることを取り決めた。

双方は、これらの交流活動を通じて、日中両国民の子々孫々にわたる永遠の友好と平和に貢献することを誓うものである。

この協定書は、知事と省長が署名した日から効力を生ずる。
日本文と中国文は、共に同等の効力を有する。

1984年5月9日

日本国富山県

知事

中沖豊

中華人民共和国遼寧省

省長

全彬仁

中华人民共和国辽宁省和日本国富山县 结为友好省县协议书

中华人民共和国辽宁省和日本国富山县，在多年友好交往的基础上，根据中日联合声明和中日和平友好条约的原则，为增进两省县的相互了解和友谊，促进两地区的繁荣昌盛，经过协商，决定正式结为友好省县。

双方商定，通过经济、贸易、科学技术、文化、体育等各个领域广泛的交流，不断加强两省县间的友好合作。

双方通过上述的交流活动，誓为中日两国人民世代代的永远的友好和和平做出贡献。

本协议自双方省长和知事签字之日起生效。

中、日文本具有同等效力。

中华人民共和国辽宁省

日本国富山县

省长 金 裕 仁

知事 中 冲 豊

一九八四年五月九日

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の 互惠協力と共同発展のための協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省とは、1984年5月9日に友好県省を締結して以来、双方の共同の努力により、これまでの25年にわたり幅広い分野において活発な交流と協力を展開し、日中両国の自治体交流のモデルと評価されるまでにいたっている。

こうした交流と協力の積み重ねは、両県省の相互理解を促進し、友好関係をより強固にするとともに、日中両国の友好関係の増進、さらにはアジア太平洋地域の平和と発展に寄与してきた。

富山県と遼寧省は、友好県省締結25周年を契機として、さらに以下のとおり幅広い分野での交流を促進し、両県省の友好並びに互惠協力と共同発展の実現のために、共通認識に達し、協定書に署名する。

1. 空港、港湾等の交流基盤の整備充実

- ・友好交流や経済交流の一層の発展のため、航空路線や定期航路の充実、双方の空港・港湾機能の拡充が図られるよう努めること
- ・友好港、友好空港の交流を進めること

2. 経済、貿易、観光分野の交流推進

- ・企業・民間による経済交流の一層の発展を図るため、展示商談会の開催や各種情報の提供などの支援を行うこと
- ・相互に観光客が増加するよう、観光説明会の開催や観光事業者の交流などに努めること

3. 教育、芸術・文化、スポーツ分野の交流推進

- ・学校間の交流や高校生の訪問など、教育分野での交流を進めること
- ・芸術祭の開催や芸術訪問団の派遣など、芸術・文化分野の交流を進めること
- ・環日本海インターハイの開催など、スポーツ分野の交流を進めること

4. 環境、科学技術、人材育成分野の交流推進

- ・黄砂の共同観測や専門家、青少年の派遣など、環境分野の交流を進めること
- ・産学官の共同研究など、科学技術分野の交流を進めること
- ・職員交流や留学生、研修生など、人材育成分野の交流を進めること

この協定書は日中両国語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2009年5月17日

日本国富山県

知事

石井隆一

中華人民共和国遼寧省

省長

陳明高

中华人民共和国辽宁省·日本国富山县 关于互惠合作与共同发展的协议书

中华人民共和国辽宁省与日本国富山县于1984年5月9日缔结友好省县关系，25年来，在双方的共同努力下，在广泛领域开展了活跃的交流与合作，成为中日两国地方政府友好交流的典范。

通过不断的交流与合作，两省县相互理解，巩固友好关系，并为增进中日两国友好关系的发展，为亚太地区的和平与发展做出了积极贡献。

辽宁省与富山县以缔结友好省县关系25周年为契机，就进一步促进广泛领域的交流，实现两省县友好及互惠合作、共同发展，达成共识，并签署协议书。

一、扩充机场、港湾等交流基础设施的功能

为确保友好交流、经贸合作顺利开展，双方积极支持航空路线和定期航线的运营，扩充双方机场和港口功能；

推进友好港口、友好机场的交流。

二、推进经贸、观光领域的交流

进一步发展以企业、民间为主的经贸交流，为展览会洽谈会给予支持，并提供各种必要信息；

为增加观光游客，召开观光说明会，并加强旅游领域项目负责人的交流。

三、推进教育、文化、艺术、体育领域的交流

通过学校间交流和高中生互访，推进教育领域的交流；

通过举行艺术节和派遣艺术团体访问，推进艺术文化领域的交流；

通过举办东北亚地区高中生友好体育交流大会，推进体育领域的交流。

四、推进环保、科技、人才培养领域的交流

通过共同观测沙尘状况、派遣专家、青少年等，推进环保领域的交流；

通过企业、大学、政府等部门的共同研究，推进科技领域的交流；

通过职员交流、留学生、研修生等派遣，推进人才培养领域的交流。

该协议书由中、日文书就，双方代表签字后，各持一份。

中华人民共和国辽宁省

省长

陈政高

日本国富山县

知事

石井隆一

2009年5月17日

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の
交流・協力関係の深化のための協定書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省とは、1984年5月9日に友好県省を締結して以来、経済、観光、教育、芸術・文化、スポーツ、環境、人材育成など幅広い分野において活発な交流と協力を展開して、大きな成果を挙げてきた。

富山県と遼寧省は、友好県省締結30周年を契機とし、これからの交流と協力を見据えて、両県省の友好関係の一層の深化と両地域の繁栄、発展の実現のために、以下の分野において共通認識に達した。

1. 経済、観光分野の交流推進
 - ・企業・民間による経済交流の一層の発展を図るため、展示商談会の開催や各種情報の提供などの支援を行うこと
 - ・相互に観光客が増加するよう、観光説明会の開催や観光事業者の交流などに努めること
2. 空港、港湾等の交流基盤
 - ・友好交流や経済交流の一層の発展のため、航空路線や定期航路の充実、双方の空港・港湾機能の拡充が図られるよう努めること
 - ・友好港、友好空港の交流を進めること
3. 人的・文化の交流推進
 - ・学校間の交流や高校生の訪問など、教育分野での交流を進めること
 - ・芸術祭の開催や芸術訪問団の派遣など、芸術・文化分野の交流を進めること
 - ・環日本海インターハイの開催など、スポーツ分野の交流を進めること
 - ・職員交流や留学生、研修生など、人材育成分野の交流を進めること
4. 国際環境協力の交流推進
 - ・大気汚染物質の調査・研究や専門家、青少年の派遣など、環境分野の交流を進めること
 - ・政府、企業、科学研究機構の共同協力を通じて、科学技術分野の交流を進めること

この協定書は日中両国語で記載し、双方の代表が署名後、それぞれ各一部を持つ。

2014年10月19日

日本国富山県

知事

石井隆一

中華人民共和国遼寧省

省長

李希

中华人民共和国辽宁省和日本国富山县
深化交流合作协议书

中华人民共和国辽宁省与日本国富山县自1984年5月9日缔结友好省县关系以来，在经济、旅游、教育、文化、体育、环保、人力资源等诸多领域开展积极活跃的交流与合作，取得了可喜成果。

以辽宁省与富山县缔结友好省县30周年为契机，为进一步加深两省县的友好关系，实现两地区的繁荣和发展，在以下领域达成共识。

1、经济、旅游领域交流活动方面

· 进一步推动企业和民间经济交流，双方继续为召开展览洽谈会和提供各种相关信息给予支持与帮助。

· 进一步增加彼此旅客流量，双方共同举办旅游观光推介会，促进旅游业界人士间的交流与沟通。

2、空港、海港等基础交通设施方面

· 进一步促进相互间友好与经济交流，双方共同为充实空中航线及海上定期航线、完善两地空港、海港机能而努力。

· 促进友好海港、友好空港的交流互动。

3、人文交流方面

· 开展校际交流及高中生互访等活动，推进教育领域交流活动。

· 举办艺术节、派遣艺术访问团等，推进艺术文化领域交流与合作。

· 举办环日本海高中校际联赛等活动，推进体育领域交流。

· 开展职员交流、留学生、研修生等人力资源领域交流。

4、环保领域合作

· 通过开展调查和研究大气污染物质、派遣专家和青少年等活动，推进环保领域交流与合作。

· 通过政府、企业、科研单位协同合作，推进科技领域交流与合作。

本协议书以中日文两种语言书就，经双方签署后，各执一份保存。

中华人民共和国辽宁省

日本国富山县

省长

知事

2014年10月19日

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の 交流と協力の深化に関する覚書

日本国富山県と中華人民共和国遼寧省（以下「双方」という）は、1984年5月9日に友好県省を締結して以来、経済、貿易、教育、文化、観光、環境などの多くの分野で効果的な交流と協力を進めてきた。

日中平和友好条約締結40周年に際し、双方は、交流と協力を継続するとともに、以下の分野において一層の交流と協力を深めることを合意する。

1、経済、貿易の分野での交流促進

- ・双方の製造業及びサービス業等の戦略的発展に向けて、展示商談会や投資セミナーの開催、企業ミッションの相互派遣や各種情報の提供などにより、経済交流の活性化に努めること。

2、観光・交流の促進

- ・観光説明会の実施や観光事業者の相互訪問などにより、双方の豊かな観光資源を紹介し、さらなる相互の観光促進に努めること。
- ・富山—大連便の利用促進と増便に向けて、双方はともに努力し続けるとともに、航空便が十分に利用されるようにすること。

3、人的及び文化交流の推進

- ・国際交流員の派遣、職員交換を通して、人的交流を強化すること。経済・貿易連絡員を相互配置し、経済・貿易の情報交流を強化すること。
- ・これまでの芸術祭の開催をはじめ、食や工芸を含めた相互の文化交流を深めること。

本覚書は2018年8月6日に遼寧省瀋陽市で調印し、日本語と中国語で作成し、双方が各1部を保管する。

日本国富山県知事

石井隆一

中華人民共和国遼寧省省長

趙一軍

中华人民共和国辽宁省与日本国富山县 深化友好交流与合作备忘录

中华人民共和国辽宁省与日本国富山县（以下称“双方”）自1984年5月9日缔结友好省县关系以来，双方在经贸、教育、文化、旅游、环保等诸多领域开展了卓有成效的交流与合作。

以中日和平友好条约缔结40周年为契机，双方推进交流与合作，在以下重点领域进一步深化交流与合作。

一、加强经贸合作

聚焦双方制造业、服务业等产业，通过举办展示洽谈会、投资说明会、互派企业代表团、提供营商信息等，促进经济交流的活力。

二、促进旅游及交流

1、通过举办观光推介会及旅游业者互访等，相互介绍双方丰富的旅游资源，进一步推动旅游业发展。

2、双方继续共同努力促进大连—富山航线增加航班并使航线得以充分利用。

三、推进人文交流

1、通过派遣国际交流员、互派职员等，加强人员交流。通过互设经贸联络员，加大经贸信息交流力度。

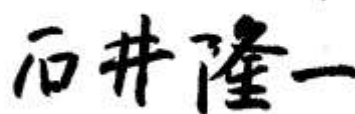
2、加深包括举办艺术节及饮食、工艺等在内的文化交流。

本备忘录于2018年8月6日在辽宁省沈阳市签署，中文版及日文版各2份，双方各保留1份。

中华人民共和国辽宁省省长



日本国富山县知事



日本国富山県と中華人民共和国遼寧省の 交流と協力のさらなる強化に関する覚書

日本国富山県（以下、「富山県」という）と中華人民共和国遼寧省（以下、「遼寧省」という）は、1984年5月9日に友好県省を締結して以来、双方は経済、貿易、教育、文化、観光、環境、スポーツ、青少年などの多くの分野で極めて効果的な交流と協力を進めてきた。友好県省締結40周年に際し、友好関係をさらに増進し、実務協力を促進するため、平等互恵の精神に基づいて、友好的な協議を経て、以下の共通認識に達した。

一、ハイレベル相互往来の促進

地方間のハイレベル相互往来を積極的に展開し、ハイレベルが先頭に立って多くの分野での友好往来を推進することで相互理解と相互信頼を増進し、日中両国の平和と友好に貢献する。

二、経済貿易協力の強化

展示商談会や投資セミナー、研究会の開催を通じて、及び企業ミッションを相互派遣し出展、交流すること等により、双方の経済貿易協力と企業間の交流を促進する。

三、協力分野の深化および開拓

これまでの協力分野を引き続き推進していくという基礎の下、環境と氷雪分野における交流協力をさらに深化、また開拓する。環境

分野での連絡協力の仕組みを構築し、情報と協力に関する意見交換を定期的に行う。双方の冰雪資源を利用し、冰雪観光、ウインタースポーツなどの分野で実務協力を推進する。

四、人的・文化交流の推進

富山―大連便の復便を推進し、人的往来をさらに活性化させる。青少年の相互訪問の推進、日本語、中国語学習者の支援などにより青少年の相互理解を増進する。芸術祭や書画展などのさまざまな方法によって文化交流をさらに深化させる。

この覚書は2024年5月15日に遼寧省瀋陽市で署名し、日本語と中国語を2部ずつ作成し、双方が1部ずつを持ち、双方の言語文は同等の効力を持つ。

日本国

富山県知事



中華人民共和國

遼寧省省長



中华人民共和国辽宁省与日本国富山县 进一步加强友好交流与合作备忘录

中华人民共和国辽宁省（以下简称辽宁省）与日本国富山县（以下简称富山县）自 1984 年 5 月 9 日缔结友好省县关系以来，双方在经济、贸易、教育、文化、旅游、环保、体育、青少年等诸多领域开展了卓有成效的交流与合作。在结好 40 周年之际，为进一步增进友好关系、促进务实合作，本着平等互惠精神，经友好协商，达成如下共识：

一、促进高层交往

积极开展地方高层互访，通过高层引领，推动多领域友好交往，增进双方理解互信，为中日两国和平友好做出积极贡献。

二、加强经贸合作

通过举办展示洽谈会、投资说明会、研讨会，并互派企业代表团参展、交流等，促进双方经贸合作和企业间交流。

三、深化和拓展合作领域

在继续推动现有合作领域基础上，进一步深化、拓展环保和冰雪领域交流与合作。建立环保领域沟通协作机制，定期开展信息和合作交换意见。利用双方冰雪资源，在冰雪旅

游、冰雪运动等方面开展务实合作。

四、推动人文交流

推动大连—富山航线复航，助力双方人员往来更加便利。推动青少年互访，对汉语、日语学习者给予支持，增进青少年相互理解。以举办艺术节、书画展等多种形式进一步深化文化交流。

本备忘录于2024年5月15日在辽宁省沈阳市签署，中文版及日文版各两份，双方各持一份，两语种文本同等有效。

日本国

富山县知事



中华人民共和国

辽宁省省长



日本国富山県と中華人民共和国遼寧省との
揮発性有機化合物（VOC）削減技術普及のための協力事業の実施に関する覚書

日本国富山県（以下「富山県」という。）と中華人民共和国遼寧省（以下「遼寧省」という。）とは、2018年度から実施する揮発性有機化合物（VOC）対策協力事業（以下「協力事業」という。）に関して、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 富山県及び遼寧省は、大気汚染の防止や両地域住民の環境意識高揚に資するため、協力事業を実施し、環日本海地域における環境協力を推進する。

（実施期間）

第2条 協力事業の実施期間は、2018年4月から2021年2月までとし、揮発性有機化合物（VOC）対策を取組分野とする。なお、2021年3月以降の取組については、富山県と遼寧省が改めて協議するものとする。

（実施体制）

第3条 協力事業の主要実施機関は、富山県においては富山県環境科学センターとし、遼寧省においては遼寧省大気汚染防止コントロールセンターと大連市環境監測センターとする。

2 協力事業に係る連絡調整機関は、富山県においては同県から委託を受けた公益財団法人環日本海環境協力センターとし、遼寧省においては遼寧省環境保護庁科学技術と国際合作処とする。

（協力事業の内容等）

第4条 協力事業は、大気環境中の揮発性有機化合物（VOC）の削減を図るため、工場等への揮発性有機化合物（VOC）削減技術の普及に取り組む人材の育成を行うものとする。

2 協力事業の具体的な内容、実施方法及び役割分担等については、別添「富山県と遼寧省との揮発性有機化合物（VOC）削減技術普及のための協力事業全体計画」（以下「全体計画」という。）に沿って富山県と遼寧省が毎年度協議する。

（役割分担及び経費負担）

第5条 富山県及び遼寧省は、協力事業の実施にあたっては、対等な協力関係のもと、全体計画に定める各自の役割分担について、各自が責任を持つものとする。

2 協力事業の実施に要する経費については、前項の役割分担に応じて、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。ただし、富山県は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の支援の範囲で遼寧省が実施する協力事業に要する経費の一部を負担する。

（結果の取扱い及び公表）

第6条 協力事業で得られた結果は、富山県及び遼寧省の双方が共有するものとし、これを公表するときは、日本国および中華人民共和国の法律を遵守した上で、相手方の同意を得るものとする。

（報告書の作成及び公表）

第7条 富山県及び遼寧省は、実施期間内の年度ごとに事業の実施状況を取りまとめた年次報告書を作成するものとする。また、実施期間が終了したときは、双方協議のうえ、速やかに協力事業の成果を取りまとめた全体報告書を作成する。なお、報告書の公表については、相手方の了解を得るものとする。

（協議）

第8条 この覚書に関し疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ定めるものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を日本語及び中国語で各2通作成し、両者記名押印のうえ、各自各1通を保有するものとする。

2018年4月2日

日本国富山県
富山県知事 石井 隆



中华人民共和国辽宁省与日本国富山县间
关于为普及挥发性有机化合物（VOC）削减技术的协力事业的备忘录

中华人民共和国辽宁省（以下称「辽宁省」）与日本国富山县（以下称「富山县」）就 2018 年度开始开展的挥发性有机化合物（VOC）对策的协力事业（以下称「协力事业」）交换以下备忘录。

（目的）

第1条 辽宁省与富山县为了防止大气污染，提高两地区居民的环境保护意识，开展协力事业，以推进环日本海地区的环境合作。

（开展期间）

第2条 协力事业的开展期间为 2018 年 4 月至 2021 年 2 月，事业领域为挥发性有机化合物（VOC）对策。2021 年 3 月以后的工作内容由辽宁省与富山县再度协议商定。

（开展体制）

第3条 协力事业的主要开展机关，辽宁省方面为辽宁省大气污染防治管理中心和大连市环境监测中心，富山县方面为富山县环境科学中心。
2 协力事业的联络调整机关，辽宁省方面为辽宁省环境保护厅科技与国际合作处，富山县方面为受富山县委托的公益财团法人环日本海环境协力中心。

（协力事业的内容等）

第4条 协力事业旨在削减大气环境中的挥发性有机化合物（VOC），培养致力于在工厂等普及挥发性有机化合物（VOC）的削减技术的人材。
2 协力的具体内容、实施方法以及职责分担等，按照附件「辽宁省与富山县间为普及挥发性有机化合物（VOC）削减技术的协力事业的整体计划」（以下称「整体计划」），在辽宁省与富山县间每年度进行协议。

（职责分担和经费负担）

第5条 辽宁省与富山县开展协力事业，双方在平等的合作关系下，就整体计划中规定的各自的职责分担，承担各自的责任。
2 关于开展协力事业的经费，根据前一项的职责分担，由负责担当该项工作的一方负担其所需经费。但富山县将在独立行政法人国际协力机构（JICA）的支援范围内负担辽宁省在开展协力事业时所需要的经费的一部分。

（结果的使用处理及公开）

第6条 在协力事业中得到的结果，为辽宁省与富山县双方共有，公开这些结果时，在遵守中华人民共和国和日本的法律的同时，需要得到对方的同意。

（报告书的制作和公布）

第7条 辽宁省与富山县在开展协力事业期间内的每一个年度，将事业的开展情况进行汇总，制作成年度报告书。另外，在开展期间结束时，经双方协议后，迅速将协力事业的成果进行汇总，制作成整体报告书。关于报告书的公布，需要得到对方的认可。

（协议）

第8条 关于此备忘录，如有存在疑义的事项或者有此备忘录里没有规定的事项，则根据需要在双方协议之后进行规定。

为了证明此备忘录的交换，将本文件用汉语和日语各制作两份，在双方签名盖章之后，各自保有各一份。



日本国富山县
知事 石井 隆



日本国伏木富山港と中華人民共和国
大連港との友好港提携協議書

日本国伏木富山港と中華人民共和国大連港は、両国民の伝統的な友誼を増進し、両国の貿易と海運事業の発展のために、友好港関係を樹立することに同意した。

両港は、友好交流を進めるため港湾の経営管理と技術的分野について交流を進めることを希望する。

両港は、友好港関係を永続的に発展させ、両国の友好協力関係の一層の増進に貢献することに同意した。

この協議書は、1985年5月8日、大連において調印し、調印の日から効力を生ずる。

この協議書は、日本文及び中国文で各2部作成し、共に同等の効力を有する。

日本国

富山県土木部

部長

原嶋尚喜

中華人民共和国

大連港口管理局

代表

沈福財

中华人民共和国大连港和日本国伏木富山港
关于建立友好港关系的协议

中华人民共和国大连港和日本国伏木富山港为增进两国人民的传统友谊,发展两国的贸易和海运事业,双方同意建立友好港关系。

为了进行友好交往,大连港和伏木富山港愿在港口经营管理和技术方面进行交流。

两港同意把友好港关系持久地发展下去,并为进一步增进两国的友谊和合作做出贡献。

本协议于一九八五年五月八日在大连签订,并自签字之日起生效,协议共两份,每份都用中文和日文写成,两种文本具有同等效力。

中华人民共和国

日本国

大连港口管理局

富山县土木部

代表

部长

魏福财

原嶋尚喜

富山県・遼寧省スポーツ相互交流に関する協定書

日本国富山県（以下「県」という。）及び中華人民共和国遼寧省（以下「省」という。）とは、友好県省の締結10周年を記念して、1984年5月9日の富山県と遼寧省との友好県省締結の趣旨に基づきスポーツの相互交流を通して、富山県と遼寧省のスポーツの競技力向上とスポーツを通じた教育の充実を図ることを目的とし、スポーツ分野の交流に関し、次のとおり協定を締結する。

- 第1 県と省とは、スポーツ分野の指導者及び生徒を相互に派遣する。
- 第2 派遣側は、派遣する指導者及び生徒の募集及び送考等派遣の準備を行うものとする。
- 第3 受入側は、派遣される指導者及び生徒の語学指導及び生活指導等を行い、円滑な受入れに努めるものとする。
- 第4 派遣及び受入れに係る費用負担については、相互主義の原則を尊重しながら、県と省が協議して決定するものとする。
- 第5 この協定書によるスポーツ交流については、この協定書に定めるもののほか、県と省が別に協議して定める富山県と遼寧省との間のスポーツ相互交流実施要綱による。

この協定の締結を証するため、日本語及び中国語の協定書をそれぞれ2通作成し、両者署名のうえ、双方が各1通を保有する。

1994年11月25日

日本国富山県教育委員会教育長

吉枝信朗

中華人民共和国遼寧省体育運動委員会副主任

崔士林

辽宁省·富山县体育交流协议书

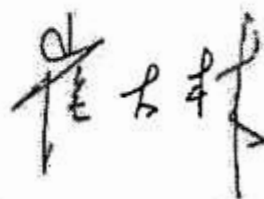
中华人民共和国辽宁省（下称“省方”）与日本国富山县（下称“县方”）为纪念友好省县缔结十周年，根据1984年5月9日辽宁省与富山县缔结的友好省县协议精神，为提高辽宁省和富山县的体育竞技水平并通过体育发展教育事业，双方就下述内容缔结协议。

- 第1 省方和县方互派体育指导者和学生。
- 第2 派遣单位负责对被派遣的指导者及学生的招收、选拔的准备工作。
- 第3 接收单位负责对被派遣的指导者及学生进行语言指导和生活指导，努力做到妥善接收。
- 第4 派遣及接收时所发生的费用，在遵守相互负担费用原则的同时，可由省方与县方协商决定。
- 第5 关于体育交流，除本协议书规定内容以外，还可依据省方与县方协定的辽宁省与富山县体育交流实施纲要执行。

本协议书由中文和日文书就，共两份，双方签字后各持一份。

1994年11月25日

中华人民共和国辽宁省体育运动委员会副主任



日本国富山县教育委员会教育长 吉 政 信 朗

令和6年度遼寧省との交流事業実績

所属名	事業名	事業内容	実施時期
地方創生局	中国観光誘客促進PR事業	遼寧省との友好県省締結40周年記念事業の一環として、瀋陽・大連において、観光PRイベントや商談会等を開催	R6. 5
地方創生局	遼寧省観光プロモーション強化事業	大連の旅行会社を招聘し、県内観光事業者との商談会や県内観光地の視察を実施	R6. 10
生活環境文化部	国際交流員等の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行う遼寧省出身の中国語国際交流員を配置	通年
生活環境文化部	経済・貿易連絡員の配置	中国遼寧省との「交流と協力の深化に関する覚書」に基づき、経済・貿易連絡員を1名配置	通年
生活環境文化部	富山県・遼寧省友好県省締結40周年記念事業	富山県・遼寧省友好県省締結40周年を記念し、友好代表団の受入（4月）、友好訪問団の派遣（5月）、大学生訪中団の派遣（9月）、大学生訪日団の受入（11月）などを実施し、富山県と遼寧省の交流の活性化を図る。	R6. 4月～R6. 11月
生活環境文化部	富山県職員派遣事業（遼寧省）	職員1名を派遣し、瀋陽師範大学で中国語を習得させるとともに、省政府機関及び関係団体等で両県省間の連絡調整を実施	通年
生活環境文化部	遼寧省留学生受入事業	富山大学に、遼寧省からの留学生を受け入れる。	通年
生活環境文化部	松村謙三記念 富山県・遼寧省友好奨学金交付事業	遼寧省内の大学又は高校で日本語を学ぶ優秀な学生116名（大学生30名、高校生86名）に奨学金を交付	通年
生活環境文化部	日中友好交流事業 「富山県・中国遼寧省友好県省締結40周年、芸文協・遼寧省文学芸術界連合会友好提携25周年記念事業」	中国遼寧省作家の美術作品48点を展示した日中合同美術展の開催を支援	R6. 9. 14～R6. 9. 16
生活環境文化部	とやま国際こども美術展2024（第7回とやまこども舞台芸術祭と併催）	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展の開催を支援	R6. 8. 3～R6. 8. 4
生活環境文化部	県民芸術文化祭2024 総合フェスティバル	総合フェスティバルにおいて、チェコ・プラハの芸術団体を招へいし、国際交流公演を実施。また、開催期間中に海外のこどもの絵画を展示	R6. 9. 14～R6. 9. 16
教育委員会	国際スポーツ交流事業費	環日本海4地域による環日本海インターハイ親善交流大会を富山県で開催	R6. 8. 6～11
教育委員会	環日本海諸国交流推進事業	中国・遼寧省図書館、韓国・春川教育文化館と図書資料を交換	通年
議会事務局	遼寧省人民代表大会訪問団の受入れ	遼寧省人民代表大会訪問団5名を受入れ、県議会表敬や県内企業視察、交流会の開催等を実施 ガラス美術館、前田薬品	R6. 5. 30～31
議会事務局	中国遼寧省図書交流事業	遼寧省が特に関心のある分野の図書を寄贈 寄贈先：①莫子山都市書房 ②瀋陽万科中日産業園 ※友好県省40周年を記念し2カ所 （事業主体：富山県日中友好団体連合会）	R7. 1

(2) 上海市との交流

① 上海市との交流の経緯

2005年(平成17年)11月、知事が上海を訪問し、龔 学平(きょう がくへい)上海市人民代表大会常務委員会主任と会談した際、富山ー上海便の就航を契機として、経済、文化、教育等の分野において双方が交流を推進していくことが合意されました。

② 上海市との交流の広がり

人材交流の面では、2006年(平成18年)9月から本県の職員を派遣するとともに、2007年(平成19年)4月からは、上海市より国際交流員を受け入れています。

また、中国経済を牽引する上海市には、県内から多くの企業が進出しています。

2013年(平成25年)11月には、富山県立図書館と上海図書館との間で協定が結ばれ、2014年(平成26年)3月に県立図書館内に上海図書館からの寄贈図書『上海の窓』コーナーが開設されるなど、交流が広がっています。

③ 上海市の概要

〈面積〉 6,340.5k㎡ (富山県の約1.5倍)

〈人口〉 2,480.26万人 (富山県の約24倍) ※2024年末現在

〈市長〉 龔 正 (2020年7月～)

〈民族〉 漢族が全人口の99%を占めています。

〈地勢〉 江蘇省・浙江省に隣接し、長江河口と杭州湾に南北を挟まれ、東シナ海に突き出す長江デルタの沖積平原上に位置しています。平均海拔は約4m。江南の水郷地帯に属し、域内を大小の河川が縦横に交錯しています。また、長江河口部の島嶼も管轄し、崇明島(中国第3位の面積をもつ島)など多くの島を域内に抱えます。

〈気候〉 気候は亜熱帯海洋性気候に属し、四季がはっきりしています。夏は高温多湿、冬は寒さが厳しく乾燥します。年間平均気温18.8度、年降水量1,620.0ミリ。

〈産業〉 2024年のGRPを産業別に見ると、第一次産業が99.70億元、第二次産業が11,637.57億元、第三次産業が42,189.44億元で第二次産業、第三次産業の比率が高くなっています。第二次産業のうち工業総産値ベースでは電子情報製品、自動車、石油化学・精密化学工業、プラント設備が高い割合を占めています。第三次産業においては、金額ベースで卸売・小売、金融、不動産が上位を占めています。



〈GRP〉 53,926.71億元 (2024年)

GRP : Gross Regional Product 域内総生産

④令和6年度上海市との交流事業実績

◎県関係事業

部 局	事 業 名	内 容	時期(期間)
生活 環境 文化 部	中国語国際交流員(上海市)の配 置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、 語学指導等を行う上海市出身の国際交流員1名を 配置。	通年

(3) 雲南省との交流

① 雲南省との交流の経緯と広がり

1991年（平成3年）3月、民間交流の一環として雲南の植物贈呈を打診されたことが契機となり、富山県と雲南省との交流が始まりました。

1992年（平成4年）8月には、雲南省友好代表団が来県し、知事を表敬訪問しました。

その後、富山県と雲南省が実務協議を重ね、雲南植物と石林の石の導入に関する双方の合意が整い、中央植物園に「雲南コーナー」が作られるとともに、計画的な植物導入とこれに伴う栽培技術指導職員の派遣が行われることになりました。

1996年（平成8年）4月には、中央植物園の開園式に合わせ、中国雲南省友好訪日代表団が来県し、「富山県中央植物園と中国科学院昆明植物研究所との友好提携が調印されました。2001年（平成13年）度から2019年（令和元年）度までに、21名の技術研修員を受け入れており、2023年（令和5年）からはとやま研修員として受入を継続しています。

② 雲南省の概要

〈面積〉 39.4万k㎡（日本の面積とほぼ同じ）

〈人口〉 4,655万人（富山県の約46倍） ※2024年末現在

〈省長〉 王予波（2021年1月～）

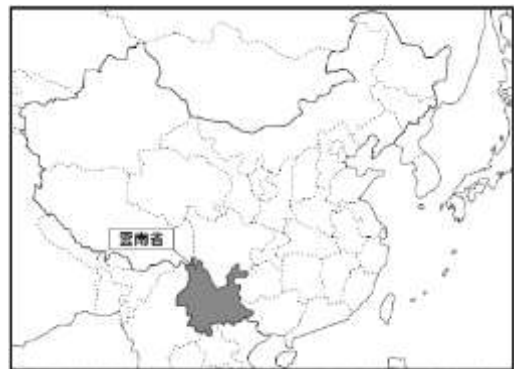
〈民族〉 少数民族自治区以外の省で少数民族が最も多い（省人口の約3分の1が少数民族）

〈地勢〉 中華人民共和国の最西南部に位置し、標高は80mから6,700mにわたります。ベトナム、ラオスと国境を接し、南部から西部にかけてミャンマーと接しています。北西部はチベット自治区、北部は四川省、北東部は貴州省、東部は広西チワン族自治区と接しています。石林、大理、シーサンパンナ、麗江等全国的に有名な観光地が多くあります。

〈気候〉 南部の低地と北部の高山地帯で気候が大きく異なり、多様な気候のため動植物の種類が豊富です。省都の昆明市は亜熱帯湿潤モンスーン気候に属し、四季を通じて春のような気候であることから「春城」とも呼ばれます。年間平均気温は18.1度で、冬季（12月～2月）の平均気温は11.2度、夏季（6月～8月）の平均気温は22.5度です。年平均降水量は887.2ミリ（最も多い地域では2,040ミリ、最も少ない地域では約354.2ミリ）で、年平均日照時間は2,025.7時間です。

〈産業〉 生物資源開発産業（花卉、天然素材、バイオ化学、環境、健康食品等）、鉱物資源、タバコ産業、コーヒー産業、観光業が主たる産業です。

雲南省は、ベトナム、ラオス、ミャンマーと国境を接し、大メコン河流域（GMS）開発計画により、メコン河を利用した国際水運（中国—ラオス—ミャンマー—タイ）の客運が開始されました。2005年7月に中国・ASEAN自由貿易協定（ACFTA）が発効したことにより、ASEANとの経済交流が急速に拡大し、近年は南アジアとの貿易も活発になっています。昆明—バンコク間の高速道路の整備も進んでおり、2021年12月には昆明—ラオス・ヴィエンチャンの間で開通しました。



〈GRP〉 31,534.10億元（2024年） GRP：Gross Regional Product 域内総生産

日本国富山県中央植物園と
中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との
友好提携に関する協定書

日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所とは、日本国富山県農林水産部と中華人民共和国雲南省科学技術委員会との「富山県中央植物園が第一次導入計画により雲南の植物を移植する件」及び「富山県中央植物園が第二次導入計画により雲南の植物を移植する件」に関する協力合意書に基づき、これまで雲南の植物の富山県中央植物園への導入を図ってきたところであるが、今後さらに、日中両国の友好関係を発展させ、植物に関する学術交流を促進させるため、平等互恵の原則に立って友好関係を結ぶことを合意し、ここに以下の協定を締結する。

第1条 双方は、植物に関する学術交流の実現のために次に掲げる事業を行うよう努力する。

- (1) 互いに、職員を派遣して、植物に関する調査研究業務等に従事させること。
- (2) 互いに、植物及び図書資料の交流を図ること。
- (3) 互いに、協議し、同意を経て、その他の交流を図ること。

第2条 双方は、互いの社会制度、政治信条を尊重し、互いの法律及び関連規則を遵守する。

第3条 この協定は、必要が生じたときには、互いに協議し、及び同意を経て、改めることができる。

第4条 この協定は、日本語と中国語により作成し、それぞれ同等の効力を有するものとする。

第5条 この協定は、双方の代表者が署名したときから効力を生ずる。

1996年4月26日

日本国富山県中央植物園

中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所

園長

黒川道

所長

許再富

中华人民共和国中国科学院昆明植物研究所 与日本国富山县中央植物园友好合作协定书

中华人民共和国中国科学院昆明植物研究所与日本国富山县中央植物园，根据中华人民共和国云南省科学技术委员会与日本国富山县农林水产部的“富山县中央植物园第一批引种计划云南植物移植项目”及“富山县中央植物园第二批引种计划云南植物移植项目”有关的合作协定书，至今为止开展了云南植物引种富山植物园的工作。为了今后能够更进一步发展中日两国的友好关系，促进有关植物的学术交流，同意根据平等互利的原则，结成友好关系，在此缔结以下协定：

第一条 双方为实现与植物有关的学术交流而努力开展以下工作：

- (1) 互相派遣职员从事有关植物的调查研究工作。
- (2) 互相进行植物及有关图书资料的交流。
- (3) 在经过协商并互相同意的基础上，也谋求进行其它方面的交流。

第二条 双方互相尊重对方的社会制度、政治信条，遵守的法律及有关规则。

第三条 本协定在必要时经双方协商同意可以进行修改。

第四条 本协定同时用中国语和日语写成，具有同等的效力。

第五条 本协定经双方的代表者署名后方可生效。

1996年 4月 26日

中华人民共和国
中国科学院昆明植物研究所

日本国
富山县中央植物园

所长：许真富

园长：田川道

日本国富山県中央植物園と
中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所との
共同研究に関する合意書

日本国富山県中央植物園と中華人民共和国中国科学院昆明植物研究所とは、友好提携に基づき、これまで雲南の植物の富山県への導入を図ってきたが、今後さらに、日中両国の友好関係を発展させ、研究交流を促進させるため、互恵平等の原則に立って、以下の合意のもとに、雲南の植物について共同研究を進めることに同意する。

- 第1条 雲南省の貴重植物（特に稀産・絶滅危惧植物）について保全生物学的な調査・研究をする。
- 第2条 1期を2年とする5期10年を期限とする。
- 第3条 各期において研究対象とする植物は、主に、
第1期 ベゴニア属
第2期 マメ科
第3期 モクレン科
第4期 ツバキ科
第5期 サクラソウ科
- 第4条 富山県中央植物園と昆明植物研究所は、研究遂行のために相互に職員を派遣する。
- 第5条 派遣する職員は、それぞれ1年に1名、3ヶ月以内とする。
- 第6条 渡航費は派遣側負担、滞在費は受入側負担とし、調査・研究費については富山県が負担することとする。
- 第7条 この共同研究による研究成果は、互いに享受することができる。
- 第8条 双方は、互いの社会制度、政治信条を尊重し、互いの法律及び関連規則を遵守する。
- 第9条 この協定は、必要の生じたときには、互いに協議し、及び同意を経て、改めることができる。
- 第10条 この協定は、日本語と中国語により作成し、それぞれ同等の効力を有するものとする。
- 第11条 この協定は、双方の代表者が署名したときから効力を生ずる。

中华人民共和国中国科学院昆明植物研究所
与日本国富山县中央植物园合作研究协议书

中华人民共和国中国科学院昆明植物研究所与日本国富山县中央植物园曾进行了友好合作，并把云南省的植物引入到了富山县。为了发展中日两国的友好关系，促进研究交流，双方同意在平等互惠原则的基础上，继续进行云南植物的合作研究。

- 第1条 对云南省重要植物类群，特别是珍稀濒危植物进行以保护生物学研究为主要内容的科学研究。
- 第2条 合作研究期限每期2年，共5期10年。
- 第3条 各期的主要研究植物对象为：
- 第1期 秋海棠属
- 第2期 豆科
- 第3期 木兰科
- 第4期 茶科
- 第5期 报春花科
- 第4条 昆明植物研究所与富山县中央植物园将互派研究人员进行合作研究。
- 第5条 每年各派一名研究人员，期限三个月以内。
- 第6条 互派人员的旅费由派遣方负担，逗留费由接受方负担，调查研究费由富山县负担。
- 第7条 与本协议相关的研究成果，由双方共同分享。
- 第8条 双方互相尊重对方的社会制度、政治信仰，遵守双方的法律及有关政策。
- 第9条 本协议在必要时经协议双方协商同意后，可以进行修改和补充。
- 第10条 本协议用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。
- 第11条 本协议经双方代表签署后生效。

中华人民共和国

中国科学院昆明植物研究所

所长

2000年10月13日

日本国

富山县中央植物园

园长

2000年10月13日

③令和6年度 雲南省との交流事業実績

所属名	事業名	事業内容	実施時期
生活環境 文化部	海外研修員とやま魅力体験 事業	中国・雲南省よりとやま研修員を受入れ	R6.7～11

(4) 広東省との交流

① 広東省との交流の経緯と広がり

2010年(平成22年)5月、知事が広東省を訪問し、黄華華(こうかか)広東省長等と会見したほか、会見後に戸高観光・地域振興局長と楊旅游局長が、今後の両県省間の観光協力・交流を約する協定を締結したことから交流が始まりました。

広東省は、訪日団体観光の盛んな地域で、今後の交流の深化が期待されます。

② 広東省の概要

〈面積〉 179,700 k m² (富山県の約42倍)

〈人口〉 12,780万人(富山県の約124倍) ※2024年末現在の常住人口

〈省長〉 孟凡利(2025年10月～)

〈民族〉 漢族が全人口の99%を占めています。

〈地勢〉 中国南部の南シナ海沿岸に位置しています。北は福建省、江西省、湖南省と接し、西は広西チワン族自治区と接しています。また、南西に、かつて広東省の一部だった海南省があります。省の南には香港、マカオの両特別行政区が存在し、香港との境界に深圳経済特区を、マカオとの境界に珠海経済特区を有しています。

〈気候〉 気候は、サバナ気候から温暖湿潤気候への移行部に当たる温帯夏雨気候で、夏に高温多湿、冬に温暖少雨となります。年間平均気温は22.7℃で、年平均降水量は2133.8mmです。

〈産業〉 深圳、珠海の経済特区を有する広東省は、経済的に非常に裕福な省で、省レベルのGDPが全国1位となっています。産業別に見ると、第一次産業が5,837.03億元(4.1%)、第二次産業が54,365.47億元(38.4%)、第三次産業が81,431.31億元(57.5%)で第二次産業、第三次産業の比率が高くなっています。業種としては電子・電機産業、自動車産業、金融、サービス業、観光・レジャー業の発展が重点とされています。



〈GRP〉 141,633.81億元(2024年) GRP: Gross Regional Product 域内総生産

日本国富山県と中華人民共和国広東省との間の 観光協力・交流協定書

日本国富山県と中華人民共和国広東省との間の経済貿易、文化、観光等の分野における交流は活発である。富山県の企業が広東省に進出しているほか、2008年には、初めて、広東省の企業が富山県で開催している北東アジア経済交流エキスポ等の経済貿易交流活動に参加した。

富山県と広東省の観光協力・交流を一層深めることは、両県省の相互理解と友好を促進し、双方の協力関係を発展させるとともに、日中両国の友好関係を増進させるものである。富山県と広東省は、国際価値の高い豊富な観光資源に恵まれており、観光市場の共同発展のための明るい未来及び高い潜在能力を有している。

富山県と広東省は、観光協力・交流を強化し、双方の友好協力関係を促進するため、友好的な協議を経て、平等な協議、互惠互利を基礎として、以下の協定に合意する。

- 1 双方の観光分野における協力・交流を強化し、連絡調整のメカニズムを設立する。
- 2 双方が主催する観光博覧会や観光説明会などの観光宣伝活動に参加し、双方の観光業の発展を促進させる。
- 3 より開放的な事業運営環境の整備に向けて努力し、観光事業者間の相互交流を支援する。
- 4 観光業界やメディアの視察団を組織し、相互訪問や交流を行い、双方の観光市場のニーズに合わせた旅行商品を企画・造成し、双方の観光誘客を促進させる。
- 5 双方の観光情報の交流を強化し、観光ホームページの連携や情報交換を促進し、相互に住民の海外旅行先として重点的に普及を図る。
- 6 双方の観光交流・協力の窓口は、富山県観光・地域振興局観光課と広東省旅游局市場開発処とする。
- 7 前1号から6号及び記載のない事項を実施するにあたっては、具体的な内容、方法等について、事前協議を行うものとする。

この協定書は2010年5月10日に広東省広州市において締結し、日本語及び中国語で作成し、それぞれ各1部を保有する。

日本国富山県観光・地域振興局
局長

戸高 智史

中華人民共和国広東省旅游局
局長

楊 萍 萍

4 ブラジル・サンパウロ州との交流

① 友好提携の経緯

1910年（明治43年）に始まる本県出身者のブラジルへの移住以来、富山県とサンパウロ州は、海外技術研修員・多文化共生推進研修員・留学生の受入れ、日本語教師の派遣、青年の翼や南米親善訪問団の派遣、そして富山市、高岡市のサンパウロ州内都市との友好提携や本県企業の現地での操業などを通して、密接な交流活動を展開してきました。このような交流の実績をふまえ、1983年（昭和58年）青年の翼名誉団長として訪伯中の中沖知事が、サンパウロ州知事に友好提携を申し入れました。その後、置県100年記念訪問団や定期訪問団による実務協議を受け、1985年（昭和60年）3月サンパウロ州知事から、友好提携協定締結の合意の書簡が届きました。

1985年（昭和60年）7月18日、中沖知事ほか12名が訪伯し、サンパウロ州との相互理解を深め、友好関係を更に推進するため、協定書に署名し、友好提携の締結を行いました。

② 交流の広がり

友好提携以来、サンパウロ州とは、南米定期訪問団の派遣や州政府推薦の多文化共生推進研修員の受入れのほか、サッカーコーチや文化人の招へい、日本文化図書等の寄贈、児童生徒作品展の相互開催などにより交流を深めてきました。また、1995年（平成7年）に友好提携10周年を記念して、富山県サンパウロ州友好記念奨学金制度を創設し、将来の両県州の友好の架け橋となる人材の育成に努めています。

2022年（令和4年）には、横田副知事を団長とする南米訪問団が訪伯し、第3アリアンサ入植95周年を祝い、記念式典に出席したほか、サンパウロ州政府、ブラジル富山県人会との交流・意見交換を行いました。

③ サンパウロ州の概要

〈面積〉 248,219.4平方キロメートル（富山県の約58倍）（2022,ブラジル地理統計院（IBGE））

〈人口〉 4,441万人（富山県の約43倍）（2022,IBGE）

ブラジル国内には、約270万人の日系人が生活していると推計されています。

（2023,外務省「海外日系人数調査」）

〈知事〉 タルシジオ・ゴメス・デ・フレイタス（2023年1月1日～）

〈民族〉 先住民のほか、ヨーロッパ系（主にポルトガル、スペイン、イタリア、ドイツ）、アフリカ系、アジア系（日本、中国、韓国）、アラビア系（シリア、レバノン、トルコ）などの多様な人種系統から構成されています。

〈地理〉 ブラジル南東部に位置し、州の大半に高度300kmから700kmの台地があります。沿岸部は幅40km程の細い平野の地形で、台地との境目に山脈が存在します。台地の西側は高低差200mほどの凹形の窪地となっています。

〈気候〉 南半球のブラジルでは夏と冬が日本とは逆になります。北西部と中心部を含む州の大半は熱帯気候で、南回帰線周辺は亜熱帯気候です。

〈産業〉 同州は、ブラジルにおける工業・商業・金融の中心地で、そのGDPはブラジル全体の約3割以上を占めています。大サンパウロ圏を中心に金属・機械、電気・電子、自動車、化学、薬品、繊維、紙パルプ、食品、航空機等あらゆる分野の工業が集中しています。気候、土壌にも恵まれていることから、農業面でも大きな発展を遂げており、オレンジ、サトウキビ、コーヒー、大豆、花卉などの栽培及び牧畜が盛んです。

〈GDP〉 約2.7兆リアル（ブラジル国内の約3割）（2021,IBGE）

南米大陸におけるブラジルの位置



サンパウロ州の位置



日本国富山県とブラジル連邦共和国 サンパウロ州との友好提携協定

日本国富山県とブラジル連邦共和国サンパウロ州とは、両県州の多年にわたる友好交流を基礎に、相互の理解を深め、友好関係をさらに推進することを確約し、ここに友好提携の協定を締結する。

両県州は、両国政府の支持のもとに両国の法令を尊重の上、相互に関心のある分野において交流を促進し、両県州の友好関係を一層発展させるよう努めるものとする。

両県州は、この協定が富山県とサンパウロ州を結ぶきずなとなり、かつ、両県州民の友好関係の緊密化のための礎となることを確信する。

この協定は、署名の日から効力を生ずる。

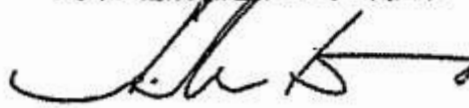
両県州の代表は、1985年7月18日にブラジル連邦共和国サンパウロ市において、この協定に署名した。

この協定は、ともに同等の効力を有する日本語及びポルトガル語により本書各2通作成され、それぞれの署名当事者が日本語及びポルトガル語による本書を各1通保有する。

日本国富山県知事

中 神 豊

ブラジル連邦共和国サンパウロ州知事



CONVÊNIO DE FRATERNIDADE ENTRE A PROVÍNCIA DE TOYAMA, JAPÃO,
E O ESTADO DE SÃO PAULO, REPÚBLICA FEDERATIVA DO BRASIL.

A Província de Toyama, Japão, e o Estado de São Paulo, República Federativa do Brasil, firmam o presente Convênio de Fraternidade, com base na tradicional amizade existente entre ambos e sob o compromisso solene de intensificarem o conhecimento recíproco, com o fim de aprofundarem as relações mútuas.

Tanto, as partes signatárias estão dispostas a promoverem atividades de intercâmbio em setores de interesse mútuo, com o apoio e o endosso das autoridades competentes de ambos os países, respeitada a legislação de cada país.

As partes estão convictas de que este Convênio será um elo a unir a Província de Toyama e o Estado de São Paulo e constituirá base para o estreitamento da amizade entre os povos.

O presente Convênio entrará em vigor na data de sua assinatura.

Este Convênio é firmado na cidade de São Paulo, República Federativa do Brasil, em 18 de julho de 1985, pelos representantes das partes signatárias, e consta de duas vias em língua japonesa e duas vias em língua portuguesa, ambas originais de idêntica validade, ficando cada parte signatária com uma via em cada língua.

PROVÍNCIA DE TOYAMA, JAPÃO

中 沖 豊

YUTAKA NAKAOKI
GOVERNADOR

ESTADO DE SÃO PAULO
REPÚBLICA FEDERATIVA DO
BRASIL



ANDRÉ FRANCO MONTORO
GOVERNADOR

令和6年度サンパウロ州との交流事業実績

部局	事業名	内容	実施時期
生活環境 文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うサンパウロ州出身の国際交流員を配置	通年
生活環境 文化部	富山県・サンパウロ州友好 記念奨学金	サンパウロ大学において日本文化、日本語などを学ぶ学生に対して奨学金を支給	通年
生活環境 文化部	県費留学生受入事業（南米 子弟等）	海外に移住した富山県出身者の子弟等を県内の大学等に留学生として受入れ	通年
農林水産部	第25回サンパウロ日本祭り 「第1回ふるさと“いいも の”展」出展	第25回サンパウロ日本祭り「第1回ふるさと“いいもの”展」出展	R6. 7. 12～R6. 7. 14
生活環境 文化部	多文化共生推進研修員受入 事業	ブラジル・サンパウロ州より教育経験のある人材を受け入れ、日本の教育制度の修得とともに、外国籍児童への学習支援を実施	R6. 7～R7. 6
生活環境 文化部	とやま国際こども美術展 2024（第7回とやまこども 舞台芸術祭と併催）	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展の開催を支援	R6. 8. 3～R6. 8. 4
生活環境 文化部	県民芸術文化祭2024 総合 フェスティバル	総合フェスティバルにおいて、チェコ・プラハの芸術団体を招へいし、国際交流公演を実施。また、開催期間中に海外のこどもの絵画を展示	R6. 9. 14～R6. 9. 16
生活環境 文化部	富山県人会世界大会開催準 備事業	総務省「日本にゆかりのある方々と国内自治体との連携促進事業」を活用し、ブラジル・サンパウロ市において、南北アメリカ地域の人的ネットワーク構築・強化のため、ブラジル富山県人会を含む同地域の県人会やJET経験者などの富山県ゆかりの人々が一堂に会するイベントを開催	R6. 10. 5～R6. 10. 6

5 アメリカ・オレゴン州との交流

① 友好提携の経緯

「国際立県」を推進する本県にとって、日本と政治・経済・文化等あらゆる面で最も結びつきの強いアメリカ合衆国の州と友好関係を確立し、交流を進めていくことは非常に意義深いことと言えます。

このため、アメリカ 50 州の中で、太平洋岸に位置し、親日的で、自然環境や気候風土、州民性など本県と類似点が多く、県民が親しみを感じることのできる州であるオレゴン州に、1989年（平成元年）、知事を名誉団長とする「富山県青年・女性海外派遣団」一行が初めて訪問し、ホームステイ等を通して州民との交流を図りました。その後、県内でのオレゴン・フェアの開催、県からの日本語教師の派遣及び州教育研究者の受入れ、県職員の派遣及び州政府職員の受入れなどの交流を積み重ねてきた結果、1991年（平成3年）10月19日に、ロバーツ オレゴン州知事を富山県に迎えて富山県とオレゴン州との友好提携が締結されました。

② 交流の広がり

友好提携以来、富山県とオレゴン州は、職員や教育職員の相互派遣のほか、実務協議団や友好訪問団の派遣・受入れ、教育視察団の受入れなど各種友好交流事業を行ってきました。

1996年の友好提携5周年、2001年の10周年、2006年の15周年には友好訪問団の相互派遣のほか、各種記念事業を実施しました。両県州間の交流事業の中でも特に、5周年記念事業として実施した「富山カップ日本語スピーチコンテスト」は大学生を対象とした州内唯一の日本語スピーチコンテストとして定着しており、2008年度からは、地元スポンサー企業の協力により、最優秀賞受賞者を富山に招待することができるようになるなど、オレゴン州に根付いた事業となっています。

県内市町村では、入善町がオレゴン州のフォレストグローブ市と友好提携を締結しているほか、友好県州締結後、様々な民間団体がオレゴン州の団体と友好提携を行いました。

2021年には友好提携30周年を迎え、これを記念して2022年に富山県・オレゴン州友好提携30周年記念友好訪問団をオレゴン州に派遣し、今後の交流における重点分野を確認するための覚書（MOU）を締結しました。2023年12月には新田知事がコテック知事とオンラインで懇談し、覚書による交流深化について確認しました。今後より一層幅広い分野における連携が期待されます。

③ オレゴン州の概要

〈面積〉 254,805 k㎡（富山県の約59倍）

〈人口〉 4,272,371人（富山県の約4倍、2024年）

〈知事〉 ティナ・コテック
（民主党：2023年1月～ 現在1期目）

〈民族〉 白人：72.2%、黒人：2.1%、アメリカンインディアン及びアラスカ原住民：1.5%、アジア人：5%、ハワイ原住民及びその他の太平洋諸島民：0.49%、二種以上の混血：11.6%（2025年）

〈地勢〉 アメリカ合衆国の西北部の太平洋岸、カリフォルニア州の北、ワシントン州の南に位置します。州の東側一帯にはコロンビア台地が広がり、中央部西（海岸）寄りにはカスケード山脈が縦走しています。また、海岸地帯北部の東側には平坦な広い肥沃な農地が広がっており、南部は低い山々とそれが囲む盆地、そしてゆるやかな丘陵が連なっています。コロンビア渓谷、クレーター・レーク国立公園、マウント・フッド山（標高3,424m）などが観光地として有名です。

〈気候〉 気候は温和、四季の変化も豊かで雪も少なく、ハリケーン、地震等の災害とはほとんど無縁です。州都であるセーラム市の12月の平均気温は4.4℃、8月の平均気温は19.4℃、年間降水量は1018mmです。

〈産業〉 オレゴン州の主要産業は、ハイテク産業、農業、木材産業、水産業、環境産業、観光産業です。世界的な半導体企業が最大の研究・開発拠点をオレゴン州に置くなど、シリコン・フォレストと呼ばれる一大ハイテク産業集積拠点を形成しており、ハイテク産業は輸出総額の3分の1を占める州内最大の産業となっています。このほか、複数の世界的なスポーツアパレルメーカーがオレゴン州に世界本社を置いており、スポーツアパレル分野でも世界をリードしています。また、オレゴン州の森林面積は州の陸地面積の約46%を占め、オレゴン州は全米最大の製材産出州です。

〈GDP〉 3188億ドル ※名目GDP（2024年、米国経済分析局）



日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州との
友好県州締結協定書

日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州は、両県州の相互理解と友好親善を増進するとともに、相互交流を通じ日米関係の拡大に貢献するため、ここに友好県州関係を正式に締結することを決定した。

双方は、長期的展望と平等互恵の原則のもと、教育、文化、経済等の各分野において広範な交流と協力を行うものとする。

双方は、両県州間の各種の友好関係を強化するために必要な措置を講ずるよう努める。

双方の代表者は、両県州の友好関係の発展と相互理解を増進するため、毎年、定期的に協議を行い、両県州関係の成果を検討するとともに、来たるべき年の交流のあるべき方向を決定し、両県州の交流事業を明確にした文書を取り交すものとする。

この協定は、双方の知事が署名した日から効力を生ずるものとする。

日本国富山市において作成され、日本文と英文ともに同等の効力を有するものとする。

1991年10月19日

中 神 豊

富山県知事


Pauline Roberts
GOVERNOR OREGON

Agreement between the State of Oregon of the United States of America
and Toyama Prefecture of Japan on the establishment of a Sister State
relationship

With a view to promoting mutual understanding and friendship between
our two peoples, the State of Oregon, United States of America, and
Toyama Prefecture, Japan, have hereby decided to formally establish
state-prefecture relations of friendship. Both sides will make their
due contributions through mutual exchanges to the continuous growth
of the relations between the United States and Japan.

The State of Oregon and Toyama Prefecture will, on the basis of the
principles of long-term friendship, equality and mutual benefit,
advance various forms of interchanges and cooperation including the
fields of education, culture and economics. We dedicate the
resources necessary to establish and nurture this relationship to
enhance the friendship between our two peoples.


With a view to furthering friendly ties and mutual understanding,
governors or their representatives will meet on an annual basis to
review the development of the relationship and to determine
appropriate directions for the coming year. An agenda will be agreed
upon each year containing the activities identified to further the
goals associated with the relationship.

This agreement will come into effect, on the day of signing by the
governors of the two sides.

Agreed to in Toyama City, Toyama, Japan, in duplicate in English and
Japanese both texts being equally valid.

October 19, 1991


Governor Barbara Roberts
State of Oregon, United States of America

中 沖 豊

Governor Hitoshi Nakano
Toyama Prefecture, Japan

日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州との
経済分野等における交流と協力に関する覚書

日本国富山県とアメリカ合衆国オレゴン州は 1991 年 10 月 19 日に友好県州を締結して以来、教育、文化、経済等の各分野において広範な交流と協力を進めてきた。

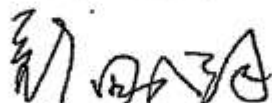
両者の友好の絆を深めたいというお互いの意志を正式に確認するため、経済、その他の分野における交流及び協力に関する覚書 (MOU) を締結し、次のとおり合意する。

- 1 両者は、それぞれの企業・団体の相互理解促進、機運醸成を図ることにより、貿易、技術交流、企業進出などの経済交流を推進する。
そのために協力可能な分野としては、展示会、セミナー、商談会、及び経済交流イベントの開催、ビジネス・投資環境についての情報提供等である。
- 2 両者は、更なる交流深化のために必要な、人的交流・人材育成を推進する。
そのために協力可能な分野としては、職員派遣、起業・ビジネス研修の学生等派遣、学校間交流等である。また、富山県の大学とオレゴン州の大学における学術交流協定の締結に向けた大学間の協議を、両者は支援する。
- 3 両者は、各地域の誘客促進のための連携・協力を図ることにより、観光分野における支援・交流を推進する。そのために協力可能な分野としては、一方が行う観光情報の提供をはじめとする情報発信活動等である。
- 4 本覚書において、資金は一切約束されていない。本覚書におけるすべての合意事項は、両者が独自の裁量で、資金の充当や利用可能性を判断するものとする。
- 5 本覚書は、どちらかが 30 日前に書面で通知することで、いつでも終了することができる。
- 6 両者は、本覚書のいかなる条項にも関わらず、本覚書はオレゴン州及び富山県、並びにオレゴン州また富山県に属する職員、機関、その他すべての組織に対して法的効力を有さず、法的拘束力のある義務を課すものではないことに合意する。両者は、本覚書に記載された活動に参加する可能性のある第三者の行為について、責任を負わない。

本覚書は、日本語と英語で作成し、双方の代表者が署名後、それぞれが各 1 部を保管する。

2022年 8月 4日

日本国富山県知事



新田 八朗

アメリカ合衆国オレゴン州知事



ケイト・ブラウン

Memorandum of Understanding on Exchange and Cooperation in Economic and Other Fields between Toyama Prefecture, Japan and the State of Oregon, United States of America

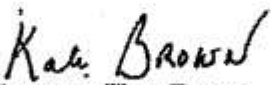
The State of Oregon, United States of America and Toyama Prefecture, Japan (collectively, the signatories) have promoted extensive exchange and cooperation in various fields such as education, culture, and economy since signing their Friendship Agreement on October 19, 1991.

To formalize their mutual desire to deepen the bonds of friendship between the State of Oregon and Toyama Prefecture, the signatories entered into this Memorandum of Understanding on Exchange and Cooperation in Economic and Other Fields between Toyama Prefecture, Japan and the State of Oregon, United States of America (MOU), and agreed as follows:

1. The signatories will promote trade and economic exchanges including international trade, technological exchanges, and business expansion, by fostering mutual understanding and building momentum among their respective companies and organizations. Examples of potential areas of cooperation for this purpose include organizing exhibitions, seminars, business meetings, and economic exchange events, as well as providing information on one another's business and investment environments.
2. The signatories will promote personnel exchange and human resource development necessary to further deepen exchanges. Examples of potential areas of cooperation for this purpose include staff dispatches, dispatch of students for entrepreneurship and business training, and exchange between schools, and others. Additionally, the signatories will actively encourage and support the establishment of academic partnerships between universities in Toyama and Oregon.
3. The signatories will actively pursue mutual further support and exchanges in the field of tourism by cooperating and collaborating with each other to promote the attraction of tourists to their respective areas. Examples of potential areas of cooperation for this purpose include activities conducted by either side to heighten awareness, including offering tourism information.
4. No funds are committed in this agreement. All commitments in this agreement are subject to the appropriation and availability of funds, which each signatory may determine in its sole discretion.
5. This MOU may terminate at any time when either Signatory gives written notice to the other Signatory at least thirty (30) days in advance.
6. The signatories agree that, notwithstanding any other provision of this MOU, this MOU shall have no legal effect and does not impose any legally binding obligations on the State of Oregon, the Toyama Prefecture, or any officer, agency, or other instrumentality of either the State of Oregon or the Toyama Prefecture. None of the signatories shall be responsible for the actions of third parties who may participate in the activities outlined in this MOU.

This MOU will be prepared in Japanese and English, signed by representatives of both governors, and each will have an original copy.

August 4, 2022


Governor Kate Brown
State of Oregon, United States of America


Governor Hachiro Nitta
Toyama Prefecture, Japan

令和6年度オレゴン州との交流事業実績

部局	事業名	内容	実施時期
経営管理部	ポートランド起業・ビジネス研修	「起業家の街」であるポートランド等の起業家や大学生との交流を通じ、グローバルマインドや起業家マインドを養成する目的で、県内大学生等20名をオレゴン州ポートランドやカリフォルニア州シリコンバレー地域に派遣	R7. 2. 16～3. 1
生活環境文化部	英語国際交流員等の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うニューメキシコ州出身の国際交流員を配置	通年
生活環境文化部	富山カップ日本語スピーチコンテスト	オレゴン州内の大学生等を対象とした日本語スピーチコンテストをオンラインにて開催	R6. 4. 21
生活環境文化部	オレゴン州職員派遣事業	オレゴン州に県職員を派遣	R6. 8月～R8. 2月 (予定)
生活環境文化部	とやま国際こども美術展2024 (第7回とやまこども舞台芸術祭と併催)	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展の開催を支援	R6. 8. 3～8. 4
生活環境文化部	県民芸術文化祭2024 総合フェスティバル	総合フェスティバルにおいて、チェコ・プラハの芸術団体を招へいし、国際交流公演を実施。 また、開催期間中に海外のこどもの絵画を展示	R6. 9. 14～9. 16
生活環境文化部	オレゴンカップ英語プレゼンテーションコンテスト	富山県内において、大学生 (県内及びオレゴン州) を対象とした英語プレゼンテーションコンテストを開催	R6. 12. 15
教育委員会	とやまの高校生留学促進事業	異文化理解を深め、海外の国との友好親善に寄与する人材の育成を図るため、県内高校生等の海外留学を支援	通年

6 ロシア・沿海地方との交流

① 友好提携の経緯

富山県とロシアは北洋材の輸入をはじめ、長年主要な貿易相手国であり、特にロシア極東地域とは古くから結びつきが強く、地理的にも近距離にあることから人的往来も盛んに行われてきました。

また、おりからの東西の緊張緩和と対岸諸国の経済・社会における潮流の変化を受け、環日本海交流圏と呼ぶべきグローバルな経済・文化圏形成の動きが見られ、両地域間においても相互に関心と交流ニーズが高まりました。

このような情勢のなかで、富山県では沿海地方を軸とする文化・芸術・スポーツなど幅広い分野にわたる交流を展開した結果、1992年（平成4年）8月26日に、クズネツォフ沿海地方知事以下10名の代表団を富山県に迎えて、富山県と沿海地方との友好提携を締結しました。

① 交流の広がり

県と沿海地方の友好提携と前後して、1991年（平成3年）7月に富山空港とウラジオストク空港、1992年（平成4年）8月に伏木富山港とウラジオストク商業港との友好提携が締結され、伏木港－ウラジオストク商業港間の定期貨客船が1993年に、富山空港－ウラジオストク空港間の定期航空便が1994年にそれぞれ就航しました。

また、両県地方では、県費留学生、技術研修員の受入れなど人的交流の推進、渡り鳥の共同調査等の環境協力、スポーツ・文化を通じた青少年交流など幅広い分野にわたる活発な交流が行われています。その交流は、県内の国際交流団体等が沿海地方内の団体と提携を行うなど、市民レベルにも確実に広がってきています。

2017年（平成29年）7月には県と沿海地方が友好提携25周年を迎えたことを記念し、富山県友好訪問団等が派遣され、「貿易・経済・人的及び文化交流・協力のための協定書」が締結されました。

② 沿海地方の概要

〈面積〉 164,700 k m²（富山県の約39倍）

〈人口〉 179万9,659人（富山県の約2倍）※2025年1月現在、沿海地方国立統計局

〈知事〉 オレグ・コジェミャコ（知事）（2018年12月～）※2023年9月再選

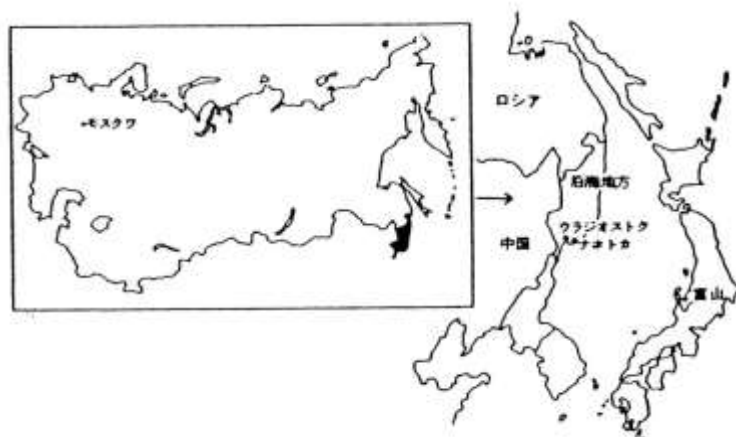
〈民族〉 ヨーロッパスラブ系民族（ロシア民族、ウクライナ民族）が人口の大多数を占めています。

〈地勢〉 ロシア連邦の南東部に位置し、北はハバロフスク地方、西及び南西は中国から北朝鮮に接し、東及び南は日本海に面しています。シハテ・アリン山脈（最高2,077m）の南半分が地方の大半を占め、森林が全土の70%に及びます。西部はプリハンカイスキー低地に占められ、中国との国境となっているウスリー川が北上してアムール川に至っています。海岸部は岬や入り江に富み、天然の良港としてウラジオストク港、ナホトカ港など大きな港があります。

〈気候〉 モンスーン型気候であり、冬は内陸の影響を受け気温が低く乾燥して晴天の日が続き、夏は海洋の影響を受けて高温多湿な空気が浸入し曇った日が続きます。中心都市であるウラジオストク市の1月の平均気温は-16.5℃前後、7月の平均気温は20℃前後、年間降水量は約800mmです。

〈産業〉 沿海地方の主な産業は、漁業・水産加工業、電力生産、石炭工業、機械製作・船舶修理、工業、林業・木材加工業等です。また、陸運、海運の輸送交通はロシア東部の窓口として重要な役割を担っています。

〈GDP〉 1兆9000億ルーブル ※2024年、ロシア連邦統計局（沿海地方支部）



日本国富山県とロシア連邦沿海地方 との友好提携協定書

日本国富山県とロシア連邦沿海地方は、多年にわたる友好交流を基礎に、相互の理解を深め、友好関係をさらに推進することを確約し、ここに友好提携の協定を締結する。

双方は、学術、芸術文化、教育、スポーツ、経済などの各分野の広範な交流を通じて双方の友好関係を一層発展させるよう努めるものとする。

双方は、この協定が、富山県と沿海地方を結ぶきずなとなり、かつ、日露両国の友好関係の強化と国際社会の平和と安定に貢献することを確信する。

この協定は、ともに同等の効力を有する日本語及びロシア語により本書各2通作成され、それぞれの署名当事者が日本語及びロシア語による本書を各1通保有する。

1992年8月26日

中 沖 豊

日本国富山県知事

中 沖 豊



ロシア連邦沿海地方知事

ヴラジミル・S・クズネツォフ

СОГЛАШЕНИЕ О ДРУЖБЕ И СОТРУДНИЧЕСТВЕ
МЕЖДУ ПРИМОРСКИМ КРАЕМ (РОССИЯ)
И ПРЕФЕКТУРОЙ ТОЯМА (ЯПОНИЯ)


Приморский край (Россия) и префектура Тояма (Япония), осуществляя дружеские связи на протяжении ряда лет и руководствуясь желанием углубить взаимопонимание и дружбу между собой, договорились о заключении соглашения о дружбе и сотрудничестве.


Стороны подтверждают стремление к дальнейшему укреплению дружеских связей посредством развития сотрудничества в сфере экономики, науки, искусства и культуры, образования, спорта и в других областях.

Стороны выражают уверенность в том, что данное соглашение будет способствовать развитию связей между Приморским краем и префектурой Тояма, укрепит дружеские связи между Японией и Россией, внесет вклад в дело мира и стабильности в мировом сообществе.

Соглашение составлено в двух экземплярах на русском и японском языках, причем оба текста имеют одинаковую силу. Каждая сторона имеет оба экземпляра текста.

26 АВГУСТА • 1992ГОДА


Российская Федерация
Губернатор Приморского края
Владимир С. Кузнецов


Япония
Губернатор префектуры
Тояма
Ютака Накаоки

**日本国富山県とロシア連邦沿海地方の
貿易・経済、人的及び文化交流・協力のための協定書**

日本国富山県とロシア連邦沿海地方（以下「双方」という）は、1992年8月26日に締結された日本国富山県とロシア連邦沿海地方との友好提携協定書に基づいて様々な分野において実施してきた交流と協力の成果を高く評価し、新しい時代に即した互恵協力の一層の発展と深化のために、以下のことについて合意した。

1. 双方は貿易・経済分野、人的分野及び文化の分野をはじめ、教育、保健、情報技術、農業、青少年交流などの分野においても交流と協力関係を維持し継続する。

双方は日本国とロシア連邦の法律に従って、対等、パートナーシップ、互恵、善意の原則に基づいて協力する。

2. 双方は貿易・経済交流を促進するため、ビジネスフォーラム、説明会、会議、商談会、展示会の開催や情報提供などの支援を行う。

双方は、権限内において、日本国富山県及びロシア連邦沿海地方に存在する企業関係者間における関係の構築、拡大に必要な支援を行い、相互によるビジネスフォーラムなどへの参加を促進する。

3. 双方は、権限内において、富山県及び沿海地方の交通インフラの拡充及び地方間物流の活発化を促進する。

4. 双方は、文化、学術・教育、スポーツ分野での関係を強化し、各分野の機関相互の関係の構築・拡大、代表団交流を促進する。

双方は、富山県及び沿海地方で行われる有意義な文化、学術・教育、スポーツ行事について情報交換し、それらの行事への相互参加を促進する。

5. 双方は、観光関係機関相互の関係の構築・拡大、富山県と沿海地方での観光プロモーションを促進する。

双方は、富山県及び沿海地方が持つ観光資源とそれぞれの地域で開催される観光イベントについての情報交換を行う。

6. 双方は、2016年5月23日に採択された「北東アジア自治体環境専門家会合とやま宣言」の趣旨を踏まえ、環境保全の分野において協力するとともに、資源の有効利用や富山県及び沿海地方で実施する環境調査の取組みを促進する。

7. 双方は、両県地方の互惠協力の深化、発展についての課題を協議するため、訪問団交流を定期的に行う。双方の各代表団の派遣・受入に関する調整や業務手続について、事前の協議により解決していく

8. 本協定は、国内手続きが終了し双方が署名したときから発効する。一方が他方に対して本協定の効力を中断したい旨を書面により通知した場合であっても、本協定は通知した日から30日間は失効しない。

本協定の失効は、双方の反対がない限り、本協定の失効日までに開始された事項や実現可能な計画を妨げるものではない。

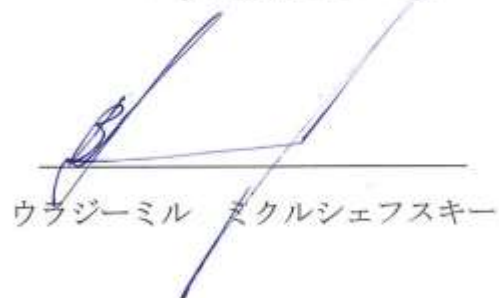
2017年7月7日にウラジオストク市にて締結し、日本語とロシア語で各々2部作成する。

日本国富山県知事



石井 隆一

ロシア連邦沿海地方知事



ウラジーミル ミクルシェフスキー

СОГЛАШЕНИЕ
о торгово-экономическом, гуманитарном и культурном
сотрудничестве между
Администрацией Приморского края Российской Федерации и
префектуральным управлением Тояма Японии

Администрация Приморского края Российской Федерации и префектуральное управление Тояма Японии, далее именуемые Сторонами,

положительно оценивая результаты сотрудничества в различных областях на основании Соглашения о дружбе и сотрудничестве между Приморским краем (Россия) и префектурой Тояма (Япония) от 26 августа 1992 года,

стремясь расширить и углубить взаимовыгодное сотрудничество в соответствии с современными реалиями и тенденциями, согласились о нижеследующем:

Статья 1

Стороны продолжают осуществлять сотрудничество в торгово-экономической, гуманитарной и культурной сферах, в том числе в области образования, здравоохранения, информационных технологий, агропромышленного комплекса, молодежной политики.

Стороны осуществляют сотрудничество на основе принципов равноправия, партнерства, взаимной выгоды и доброй воли в соответствии с законодательством Российской Федерации и Японии.

Статья 2

Стороны развивают сотрудничество в торгово-экономической сфере и способствуют организации и проведению совместных бизнес-форумов, семинаров, конференций, деловых встреч, торгово-экономических выставок, а также обмену информации об их проведении.

Стороны в пределах своей компетенции оказывают необходимую поддержку созданию и расширению экономических связей между хозяйствующими субъектами, зарегистрированными на территории

Приморского края и префектуры Тояма, их участию в совместных конгрессно-выставочных мероприятиях.

Статья 3

Стороны в пределах своей компетенции способствуют активизации связей в области логистики и развития транспортной инфраструктуры, расположенной на территории Приморского края и префектуры Тояма.

Статья 4

Стороны укрепляют отношения в сферах культуры, образования и спорта, содействуют установлению новых и развитию сложившихся связей между культурными, образовательными и спортивными организациями Сторон, осуществляют обмен делегациями.

Стороны обмениваются информацией о наиболее значимых культурных, образовательных и спортивных мероприятиях, проводимых на территории Приморского края и префектуры Тояма, содействуют взаимному участию в этих мероприятиях.

Статья 5

Стороны содействуют установлению и развитию связей между туристскими организациями, а также продвижению туристских продуктов Сторон.

Стороны обмениваются информацией о туристских ресурсах и туристских мероприятиях, проводимых на территории Приморского края и префектуры Тояма.

Статья 6

Стороны осуществляют сотрудничество в области охраны окружающей среды, содействуют эффективному использованию природных ресурсов, а также исследовательской деятельности, проводимой на территории Приморского края и префектуры Тояма на основе Декларации Тояма, принятой на Встрече специалистов по экологии регионов стран Северо-Восточной Азии 23 мая 2016 года.

Статья 7

Стороны регулярно проводят обмен делегациями с целью обсуждения вопросов развития и углубления взаимовыгодного сотрудничества. Вопросы организации и порядок работы каждой делегации Стороны решают путем совместных предварительных обсуждений.

Статья 8

Настоящее Соглашение вступает в силу с даты получения последнего письменного уведомления о выполнении Сторонами внутренних процедур, необходимых для его вступления в силу.

Действие настоящего Соглашения может быть прекращено любой Стороной путем направления другой Стороне письменного уведомления о намерении прекратить действие настоящего Соглашения. В этом случае действие настоящего Соглашения прекращается по истечении 30 дней с даты получения упомянутого уведомления.

Прекращение действия настоящего Соглашения не влияет на осуществление проектов, реализация которых началась до даты прекращения действия настоящего Соглашения, если Стороны не договорятся об ином.

Совершено в г. Владивостоке 7 июля 2017 года в двух экземплярах, каждый на русском и японском языках.

За Администрацию Приморского
края Российской Федерации



В.В. Миклушевский

За префектуральное управление
Тояма Японии



Исии Такакадзу

日本国伏木富山港とロシアウラジオストク商業港 との新たな友好提携に関する協定書

伏木富山港とウラジオストク商業港とは、1992年8月25日に友好港提携を締結して以来、活発な人的交流を進めるとともに、両港間の航路の充実など一定の成果をあげてきた。

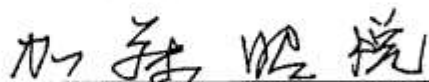
伏木富山港とウラジオストク商業港は、友好港提携25周年を契機として、両港が更なる友好関係を構築し、一層の発展を実現するために以下のとおり新たな友好港提携の協定を締結する。

1. 両港は本協定の目的が、富山県と沿海地方間の通商機会の増進による社会、経済交流の発展にあることを確認する。
2. 両港は友情と相互協力の原則に基づき、今後更なる発展のために以下の項目について確認する。
 - (1) 両港における港湾機能の強化が図られるように努めるとともに、友好港の交流を進めること。
 - (2) 港湾開発・管理における技術及び経験の共有を図るための人的交流、情報交換に努めること。
 - (3) 港湾及びシベリア鉄道を利用した貨物輸送の促進に努めること。
 - (4) コンテナ物流に関する情報システムの連携に努めること。
 - (5) 荷主、荷受業者、船主及び運送業者による港湾施設の利用促進を通じて、双方の地域経済の発展に貢献すること。

この協定書は、2017年7月7日、ウラジオストク商業港において署名し、署名の日から効力を生じる。

この協定書は、日本語及びロシア語で各2通作成し、それぞれの署名当事者が日本語及びロシア語による本書を各1通保有する。

2017年7月7日



日本国富山県土木部長

加藤 昭悦



ロシアウラジオストク商業港株式会社
生産部 部長

SERGEY SIMANIKHIN



Commercial port
of Vladivostok

НОВОЕ СОГЛАШЕНИЕ

О ПОБРАТИМСКИХ СВЯЗЯХ МЕЖДУ ВЛАДИВОСТОКСКИМ МОРСКИМ ТОРГОВЫМ ПОРТОМ (РОССИЯ) И ПОРТОМ ФУСИКИ-ТОЯМА (ЯПОНИЯ)

В результате установления побратимских связей между Владивостокским морским торговым портом и портом Фусики-Тояма 25 августа 1992 года, оба порта добились высоких результатов в развитии сотрудничества, среди которых активизация двустороннего морского сообщения, а также укрепление гуманитарных связей.

По случаю 25-летней годовщины со дня установления побратимских связей между портами, и для дальнейшего укрепления и развития сотрудничества, Владивостокский морской торговый порт и порт Фусики-Тояма заключили новое Соглашение согласно нижеследующему:

1. Оба порта подтверждают, что целью данного Соглашения является развитие социально-экономических связей между Приморским краем и префектурой Тояма путем предоставления широких возможностей ведения двусторонней торговли.
2. Основываясь на принципах дружбы и взаимного сотрудничества, оба порта подтверждают свою готовность способствовать дальнейшему развитию связей согласно нижеследующему:
 - 1) Оба порта будут прилагать усилия к развитию инфраструктуры портов, а также развивать побратимские связи между портами.
 - 2) Оба порта будут стремиться расширять гуманитарный обмен и обмен информацией, с целью передачи технологий и опыта в сфере эксплуатации и управления деятельностью портов.
 - 3) Оба порта будут способствовать отправке грузов с использованием услуг портов и Транссибирской железнодорожной магистрали.
 - 4) Оба порта будут стремиться к использованию единой системы информационного обеспечения контейнерных перевозок.
 - 5) Оба порта будут содействовать экономическому развитию двух регионов, способствуя использованию портовых сооружений обеих сторон основными грузоотправителями, грузополучателями, судовладельцами и перевозчиками

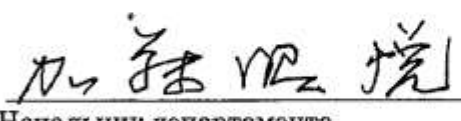
Данное соглашение подписано 7 июля 2017 года во Владивостокском морском торговом порту и вступает в силу с момента подписания.

Настоящее соглашение составлено на японском и русском языках в двух экземплярах, по одному для каждой из сторон.

От российской стороны:


Директор
Производственного департамента
ПАО «ВМТП»
Сергей С. Симанихин

От японской стороны:


Начальник департамента
гражданского строительства
Префектурального управления
Тояма, Като Сёэцу



Commercial port
of Vladivostok



令和6年度沿海地方との交流事業実績

所属名	事業名	事業内容	実施時期
生活環境 文化部	国際交流員の配置	国際交流事務の補助、国際交流活動への助言、語学指導等を行うロシア語国際交流員を配置	通年
生活環境 文化部	とやま国際こども美術展 2024（第7回とやまこども 舞台芸術祭と併催）	子どものための舞台公演や海外の子どもの絵画展を開催	R6. 8. 3～ R6. 8. 4
生活環境 文化部	県民芸術文化祭2024 総合 フェスティバル	総合フェスティバルにおいて、チェコ・プラハの芸術団体を招へいし、国際交流公演を実施。 また、開催期間中に海外のこどもの絵画を展示	R6. 9. 14～ R6. 9. 16
生活環境 文化部	NEAR環境分科委員会の推進	北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会をオ運営し、「2016とやま宣言」に基づく実施状況や今後のプロジェクトなどの協議を実施	通年
生活環境 文化部	北東アジア青少年環境活動 リーダー育成事業	北東アジア地域の青少年を対象に、講演や意見交換、環境保全活動等を通じて、グローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成（オンラインで実施）	R6. 8. 8～9
生活環境 文化部	北東アジア地域環境ポスター展推進事業	北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示	R6. 10. 12～13
生活環境 文化部	海岸生物調査	北東アジアの各地域に生息する生物に関する情報の収集、指標生物の生息調査を実施	R6. 7～9
生活環境 文化部	フォトコンテスト「Eco-selfie-自撮りで環境保護」	北東アジア地域の環境保護に関する写真を募集し、SNSで優秀作品を紹介	R6. 5～12
生活環境 文化部	北東アジア地域生物季節調査	地球温暖化・気候変動について、北東アジア地域の自治体が連携して市民レベルでの対策を促すため、身近な指標を用いて温暖化の状況をモニタリングする。	R6. 4～12
生活環境 文化部	漂着物の発生抑制に関する 学習・啓発事業	海岸漂着物の調査活動や発生抑制対策の啓発を展開	通年